

徳島県告示第三百七十六号

平成十四年徳島県告示第千六十四号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十九日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表徳島県立総合看護学校入学試験の項の項名を「徳島県立総合看護学校第一看護学科推薦入学試験」に改め、同項中「及び科目別得点」の下に「並びに面接得点」を加え、同項の次に次のように加える。

徳島県立総合看護学校第一看護学科及び准看護学科入学試験	学科試験の総合得点及び科目別得点、面接得点並びに小論文得点	合格発表の日から一月間	徳島県立総合看護学校
徳島県立総合看護学校第二看護学科入学試験	学科試験の総合得点及び科目別得点並びに面接及び調査書等得点	合格発表の日から一月間	徳島県立総合看護学校

表家畜人工授精に関する講習会の修業試験の項の項名を「家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験」に改める。